

○練馬区公式ホームページ広告掲載取扱要綱

平成21年11月19日

21練区広第2253号

(趣旨)

第1条 この要綱は、「練馬区有料広告事業に関する基本方針」(平成26年3月17日25練企企第611号)に基づき、練馬区(以下「区」という。)が管理する練馬区公式ホームページ(以下「公式ホームページ」という。)において、画面上に広告宣伝用の画像を表示し、当該画像をクリックすることにより公式ホームページ以外のページにリンクさせる方式の広告(以下「バナー広告」という。)を掲載する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(バナー広告の掲載の条件)

第2条 バナー広告に掲載できる広告は、つぎに掲げる条件に該当するものでなければならない。

- (1) 広告主および広告内容について、「練馬区有料広告掲載・掲出基準」(平成26年3月17日25練企企第612号)に抵触しないこと。
- (2) 広告内容が区民生活に関連するものであること。

(バナー広告掲載の場所、位置および枠数)

第3条 バナー広告を掲載する場所、位置および枠数は、つぎのとおりとする。

掲載場所	位置	枠数
公式ホームページのトップページ	下端部	30枠
公式ホームページの第2階層のうちつぎに掲げるページ (1) くらし・手続き (2) 子育て・教育 (3) 保健・福祉 (4) 区政情報 (5) 観光・催し (6) 事業者向け	下端部	各ページ4枠

2 前項の規定にかかわらず、区長は、同時に掲載することができる枠数について

て所要の調整を行うことができる。

(規格)

第4条 バナー広告の規格は、1 枠当たりつぎのとおりとする。

掲載場所	大きさ	容量	形式
公式ホームページのトップページ	高さ60ピクセル、 幅120ピクセル	10キロバイト 以内	GIF形式（アニメーションGIFおよび透過GIFは不可）
公式ホームページの第2階層のうちつぎに掲げるページ (1) くらし・手続き (2) 子育て・教育 (3) 保健・福祉 (4) 区政情報 (5) 観光・催し (6) 事業者向け	高さ120ピクセル、幅180ピクセル	100キロバイト以内	

(掲載期間)

第5条 バナー広告を掲載する期間は、原則として1か月を単位とする。

2 バナー広告は、掲載を開始する月の属する年度内において、12か月を超えない範囲とする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、つぎのとおりとする。

掲載場所	掲載料
公式ホームページのトップページ	1 枠につき月額20,000円
公式ホームページの第2階層のうちつぎに掲げるページ (1) くらし・手続き (2) 子育て・教育 (3) 保健・福祉 (4) 区政情報	(1)から(3)までおよび(5)については、1 枠につき月額20,000円 (4)および(6)については、1 枠につき月額10,000円

(5) 観光・催し	
(6) 事業者向け	

2 区長が特に必要があると認める場合、前項の広告掲載料を減額し、または増額した上で募集を行うことができるものとする。

(募集)

第7条 バナー広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、原則として公募方式とする。ただし、特定の事業者や団体等に対して個別に掲載の依頼を行うことを妨げない。

(広告掲載の申込み)

第8条 掲載希望者は、所定の申込期間内に、練馬区公式ホームページ広告掲載申込書（第1号様式）およびつぎに掲げる書類等を提出しなければならない。

(1) 事業の概要が分かる資料（会社概要、パンフレット等）。ただし、公式ホームページにおいて会社概要等を公表している場合は、これに代えることができる。

(2) 掲載予定の広告見本

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申込みについては、区長が別に定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

3 掲載希望者は、同一のページについて、複数の申込みを行うことはできない。ただし、掲載内容およびリンク先が異なるものについては、この限りではない。

(掲載内容の審査)

第9条 区長は、掲載希望者から提出された練馬区公式ホームページ広告掲載申込書、各種資料およびリンク先のウェブサイトの内容等について審査を行う。

(掲載希望者の順位)

第10条 区長は、一つの掲載場所に複数の申込みがあった場合、掲載希望者の優先順位をつぎの各号に基づいて決定する。

(1) 第1順位 区内に事業所等を有する公益法人および区内に事業所等を有する民間事業者等のうち公共性の高い業種のもの（電気、ガス、交通等）

(2) 第2順位 区内に事業所等を有する民間事業者その他の団体

(3) 第3順位 区外に事業所等を有する公益法人および区外に事業所等を有する民間事業者等のうち公共性の高い業種のもの

(4) 第4順位 前3号に掲げる順位以外の民間事業者その他の団体
(掲載の決定)

第11条 区長は、第9条に定める審査の結果に基づき、前条により決定した優先順位の高い掲載希望者から順に掲載する広告を決定する。

2 同一順位内において、第3条第1項に定める掲載枠数を超える場合は、抽選により掲載する広告を決定する。

(掲載決定の通知)

第12条 区長は、掲載を決定したときは、広告掲載決定通知書（第2号様式）により、通知する。

2 区長は、非掲載を決定したときは、広告非掲載決定通知書（第3号様式）により、通知する。

(掲載用電子データの審査)

第13条 前条により掲載を可とする決定を受けた掲載希望者（以下「広告掲載者」という。）は、第4条に定める規格の電子データ（以下「広告用データ」という。）を指定された期日までに提出しなければならない。

2 区長は、提出された広告用データについて、第4条に定める規格に準拠しているかを審査する。

3 区長は、提出された広告用データについて、広告掲載者に対して、ホームページに掲載するために必要となる技術的事項に関する補正を依頼することができる。

(広告掲載料の納入)

第14条 広告掲載者は、区の指定する期日までに、第6条に定める広告掲載料を一括して納付しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第15条 区長は、掲載しているバナー広告が第2条に定める事由に該当しないことが明らかになったときは、速やかに掲載を停止し、掲載の決定を取り消すものとする。

2 区長は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 第13条第1項に定める期日までに広告用データの提出がないとき。
- (2) 第13条第3項に定める依頼に広告掲載者が応じないとき。
- (3) 広告掲載者からやむを得ない理由による辞退の申し出があるとき。
- (4) 前条に定める期日までに広告掲載料の納付がされないとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、区長が特に掲載の決定を取り消す必要があると認めたとき。

(掲載取消の通知)

第16条 区長は前条の規定により掲載を取り消したときは、広告掲載取消決定通知書（第4号様式）により通知する。

(広告掲載の停止)

第17条 区長は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、バナー広告の掲載を停止することができる。

- (1) 情報セキュリティ上、重大な問題が発生するおそれがあるとき。
- (2) 第15条の規定により掲載の決定を取り消す場合であって、緊急を要するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に掲載を停止する必要があると認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第18条 納入された広告掲載料は原則として還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号に該当する場合は、納入された広告掲載料の一部または全部を還付することができる。

- (1) 広告掲載者の責によらない理由により掲載することができなかったとき。
- (2) 公式ホームページが連続して24時間以上閲覧ができなかったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要であると認めたとき。

(広告掲載者の責任)

第19条 広告掲載者は、掲載したバナー広告の内容およびリンク先ページに関する一切の責任を負う。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、区長室長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年11月19日から施行する。

付 則（平成22年12月17日22練区広第2524号）

- 1 この要綱は、平成23年1月1日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定は、平成23年4月1日以後に掲載するバナー広告について適用し、同年3月31日以前に掲載するバナー広告については、なお従前の例による。

付 則（平成26年1月31日25練区広第2813号）

- 1 この要綱は、平成26年2月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成26年4月1日以後に掲載するバナー広告について適用し、同年3月31日以前に掲載するバナー広告については、なお従前の例による。

付 則（平成26年8月29日26練区広第1610号）

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

付 則（平成30年6月15日30練区広第335号）

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成30年9月1日以後に掲載するバナー広告について適用し、同年8月31日以前に掲載するバナー広告については、なお従前の例による。

付 則（令和3年7月29日3練区広第1246号）

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。